

第3次鳥栖市環境基本計画（案）
〔概要〕

計画策定の趣旨

本市は、平成24年3月に「第2次鳥栖市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定後、平成29年3月に前計画の改訂を行いました。

前計画は、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間とし、本市は前計画に基づき環境の保全に係る取組を進めてきました。

一方で、環境行政を取り巻く状況が変化しており、国においては、第五次環境基本計画が平成30年4月に閣議決定され、「地域循環共生圏」などの考え方を示すとともに、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

本市は、前計画の最終年である令和3年度を迎え、前計画で掲げた目標の達成状況や取組の進捗状況を評価した上で、令和3年3月に策定された第7次鳥栖市総合計画との整合を図るとともに、社会情勢の変化に対応するため、第3次鳥栖市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。



第7次鳥栖市総合計画

計画の役割

本計画の役割は以下の通りです。

① 鳥栖市環境基本条例の基本理念を実現する

本計画は、鳥栖市環境基本条例に基づき定めるものです。条例の理念である「良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していく」ことを実現するための計画です。

② 第7次鳥栖市総合計画を環境面から実現する

本計画は「第7次鳥栖市総合計画」に示された6つの「基本目標」のうち、主に「1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち」を担います。

他の行政計画を策定する際や、事業・取組を行う際に、環境保全の観点で、本計画との整合を図ります。

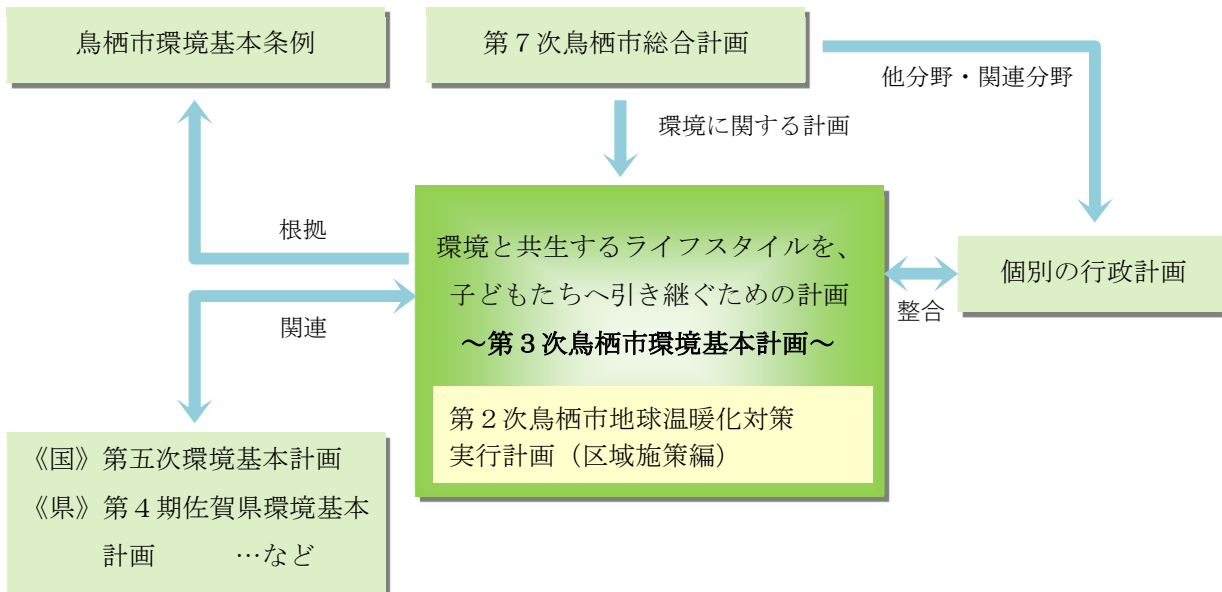
③ 市民・事業者・行政が一体となって取組を進めるための指針となる

市民・事業者・行政が、それぞれの立場で、あるいは協働して環境保全の取組を実行する上での指針となるものです。

計画の位置づけ

本計画は、鳥栖市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのマスタープランとして位置づけられます。

また、本計画は、地球温暖化対策について関連性が強く、取組が重複するものも多いことから、「第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包します。



計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、令和8年度に中間年の見直しを行います。ただし、鳥栖市を取りまく環境・社会状況に大きな変化がある場合は、必要に応じて見直しを行います。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
					中間見直し					

計画の理念

今日の環境問題は、私たち個々の日常生活や事業活動に起因する部分が多くなっています。一方で、現代においては、持続可能な社会を実現していくために、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展や、経済・社会を犠牲にした環境保全ではなく、環境・経済・社会の良好な関係を模索することが求められています。

このような時代において、鳥栖市の環境に関する課題とともに、地球温暖化をはじめとするグローバルな課題に対し、環境に配慮したライフスタイル・技術等を日常生活や事業活動に取り入れながら、持続可能な社会・環境づくりに取り組んでいくことは、私たち現世代の責務であり、この意識を、私たち市民一人ひとりが共有することが必要です。

この意識は、総合計画の環境に係る方針として掲げる「豊かな水と緑あふれる自然環境、快適で住みよい生活環境、地球環境を守り、育て、子どもたちへ引き継ぎます。」という言葉に表されています。そのため、本計画では、「環境と共生するライフスタイルを、子どもたちに引き継ぎます」を計画の理念とします。

《本計画の理念》

**環境と共生するライフスタイルを、
子どもたちへ引き継ぎます**

取組で重視する3つの視点

ここでは、様々な環境保全の取組を進めていく上で、重視すべき3つの視点を示します。これらの視点は前計画から引き続き、今後においても重要であることから、継続して位置づけます。

市民・事業者・行政のそれぞれが、これらの視点をもって環境保全の取組を進めることで、より大きな効果を上げることが期待されます。

《 視点① 》 子どもたちも参加しよう！

将来の鳥栖市を担う子どもたちが、地域の身近な環境問題から地球規模の環境問題に至るまで、自身で考え行動する習慣を身に付けることができるよう、必要なことを伝えるとともに、実際に行動する姿を示していくことが私たち現世代の責務です。

そのために様々な教育や体験を豊かにしていく必要がありますが、それは教育現場のみで行われるものではありません。家庭はもちろん、地域活動や市民活動への参加、もしくは事業者が提供する商品・サービスなど、子どもたちがふれる様々な体験を通して、環境に配慮できる心を育てていくことが重要です。

《 視点② 》 他の主体と協働しよう！

鳥栖市では「市民協働指針」（平成19年2月策定）に基づき市民協働のまちづくりを進めています。近年の環境問題は因果関係が複雑になってきており、必ずしも行政だけで解決できるとは限りません。また、持続可能な社会を実現していくためには、市民や団体、事業者、行政などの様々な主体が、互いの立場・役割を理解し、積極的に協働しながら取り組む必要があります。お互いの特徴や強みを生かした相互作用により、ひとつの主体では思いつかないような活動の展開や、活動基盤の強化が期待されます。

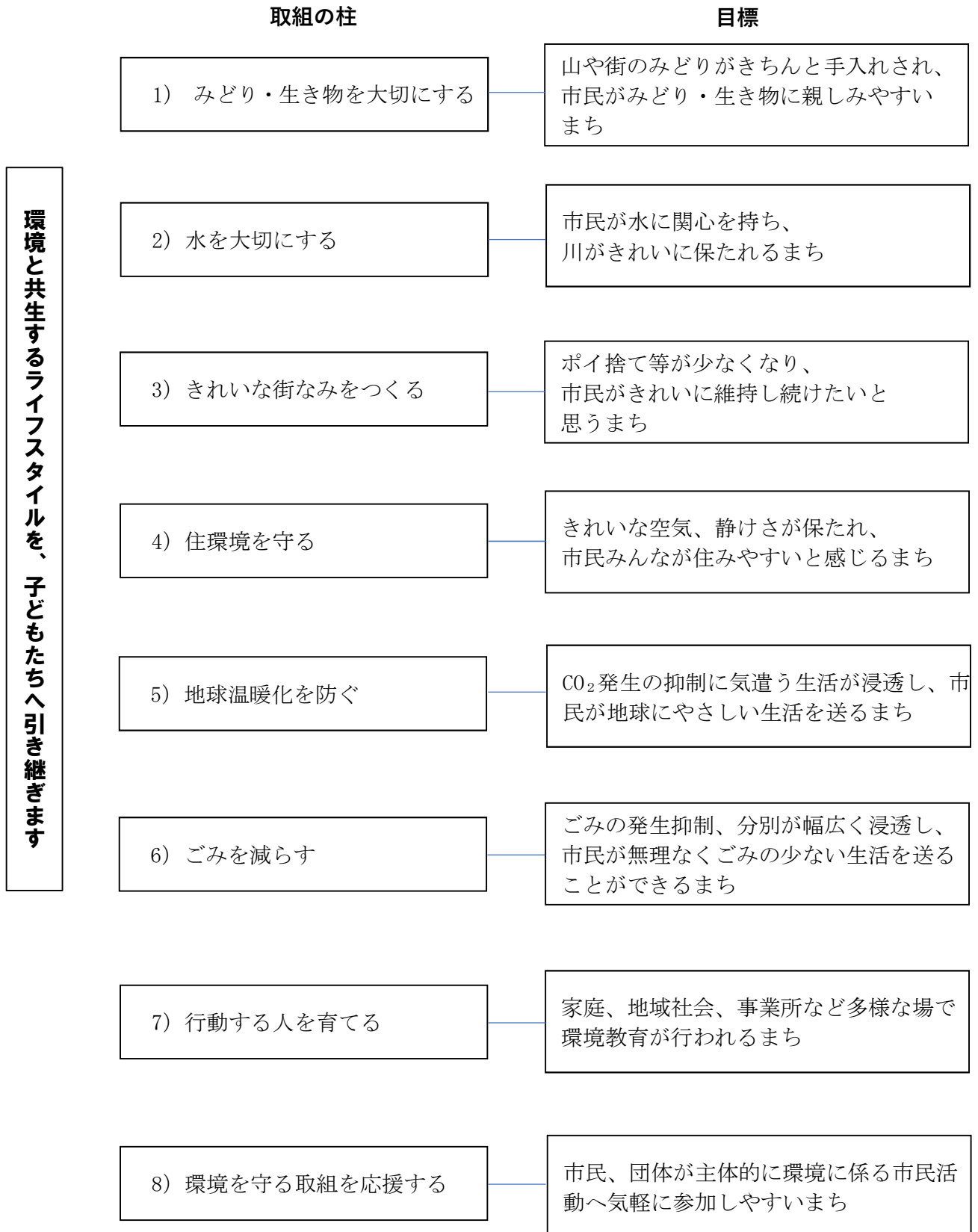
《 視点③ 》 積極的に情報発信しよう！

どのようなよい取組であっても、それが伝わらなければ、環境保全活動は広がっていきません。そのため、環境情報を多様な方法で発信していくことが重要です。環境情報が鳥栖市内で行き交うことで、「環境」がより身近なコミュニケーションのテーマとなりうるでしょう。また、行政に限らず、市民等が情報を発信し、情報が人から人へとつながっていくことで、他の人や社会全体の行動や考え方を変えていくこともできます。

情報発信の方法として、従来のテレビ・新聞・ラジオ・広報誌などといったメディアに加え、SNS等の口コミを通じた市民同士の情報発信により、効果的に情報を共有していくことが期待されます。

取組の体系

本計画の理念「環境と共生するライフスタイルを、子どもたちへ引き継ぎます」の実現に向け、取組の体系として8つの取組の柱を設け、それぞれ目標を掲げながら計画を推進していきます。



取組の柱と方向性

各取組の柱が、主に関係する SDGs は下表のとおりです。各取組の柱における目標の実現を目指すことにより、関係する SDGs の達成にも貢献します。

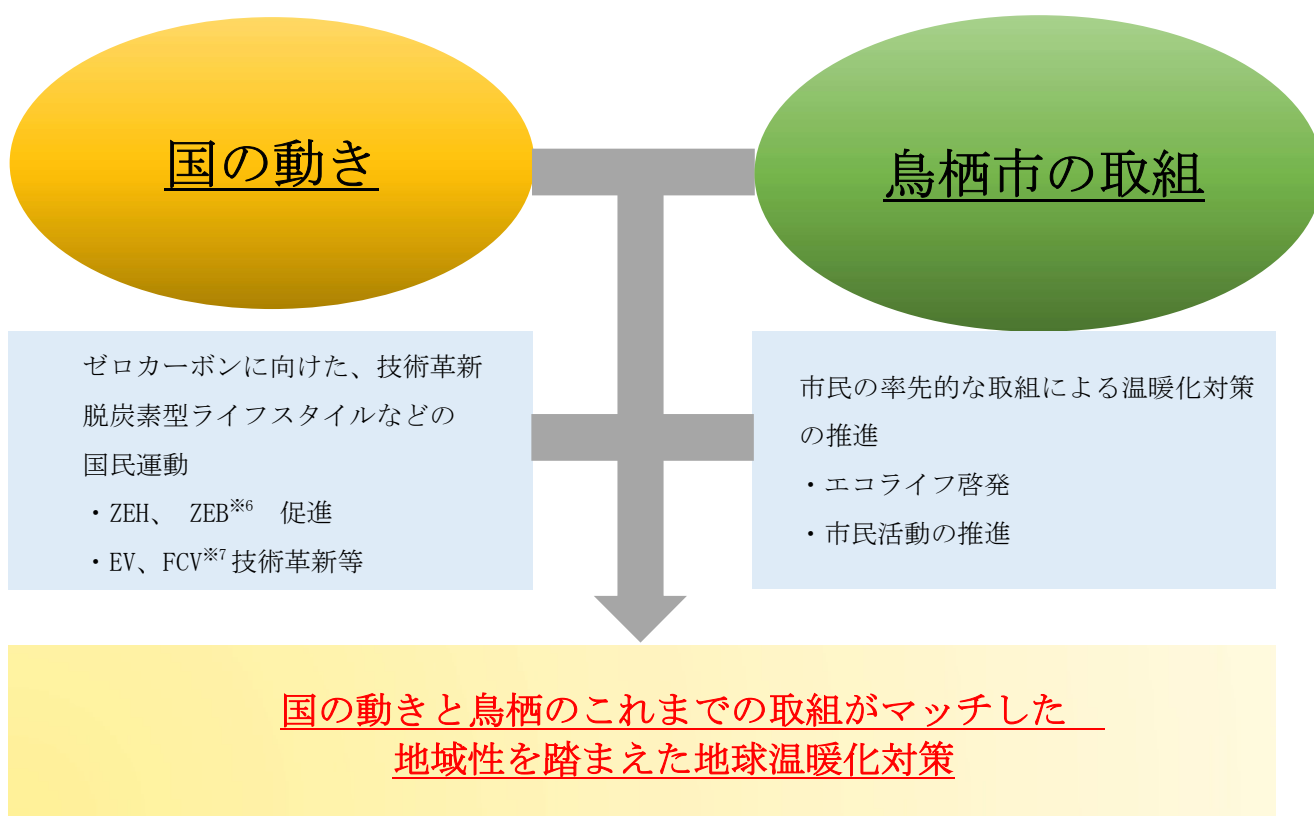
取組の柱	取組の方向性	主に関係するSDGs
取組の柱1 みどり・生き物を大切にする	<ul style="list-style-type: none"> 山林・丘陵などの保全、自然環境と調和したコンパクトな市街地形成 街なかの緑の保全・創出 自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり 	
取組の柱2 水を大切にする	<ul style="list-style-type: none"> 節水意識の向上 排水などによる水環境への負荷の削減 水環境の調査・監視 水辺と水辺の生き物にふれあう機会の増加 	
取組の柱3 きれいな街なみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> 自然資源を活かした景観形成 景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上 ポイ捨てや不法投棄対策の推進 	
取組の柱4 住環境を守る	<ul style="list-style-type: none"> 住環境への負荷の削減 大気・騒音などの調査・監視 エコドライブやエコカーの普及 公共交通や自転車などの利用促進 	
取組の柱5 地球温暖化を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> 第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の運用 エコライフの推進 環境にやさしい省エネ製品や、環境に配慮した建物の普及 気候変動への適応策の推進 	
取組の柱6 ごみを減らす	<ul style="list-style-type: none"> 3R運動の推進 資源回収の推進 ごみ処理に関する新たな取組の検討 	
取組の柱7 行動する人を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージや立場に応じた環境教育の実施 教育現場における環境教育の推進 環境教育の拠点づくり 環境に係る情報の提供体制の充実 	
取組の柱8 環境を守る取組を応援する	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体が行う環境保全の取組の応援 事業者が行う環境保全の取組の応援 鳥栖市環境保全協議会が行う環境保全の取組の応援 	

第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の背景

CO₂などの温室効果ガスは、太陽光の熱を地球上にとどめておく効果があります。しかし近年、エネルギーの多大な消費などにより温室効果ガスを大量に排出しているため、地球の気温が上昇し続けています。この現象を「地球温暖化」といいます。この「地球温暖化」を解決するため、国際的に様々な取り組みが行われてきました。

鳥栖市においても、CO₂を削減し「地球温暖化」を戦略的に解決していくため、2013年3月に「鳥栖市地球温暖化対策実行計画」を策定し取組を進めてきましたが、計画策定以後も2016年度におけるパリ協定の発効や、2020年10月における政府の「2050年カーボンニュートラル宣言」など、国内外で地球温暖化対策に係る様々な動きが進んでいます。それらの動きを踏まえ、鳥栖市における地球温暖化対策を推進させていくため、新たな「鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することにしました。

第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本方針



⁶ZEHとは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入により、運用時におけるエネルギー消費量を限りなくゼロとすることを目指した建築物のこと。

⁷EVとは、Electric Vehicleの略。電気自動車のこと。FCVとはFuel Cell Vehicleの略。水素を燃料として使用する燃料電池自動車のこと。

鳥栖市の対策

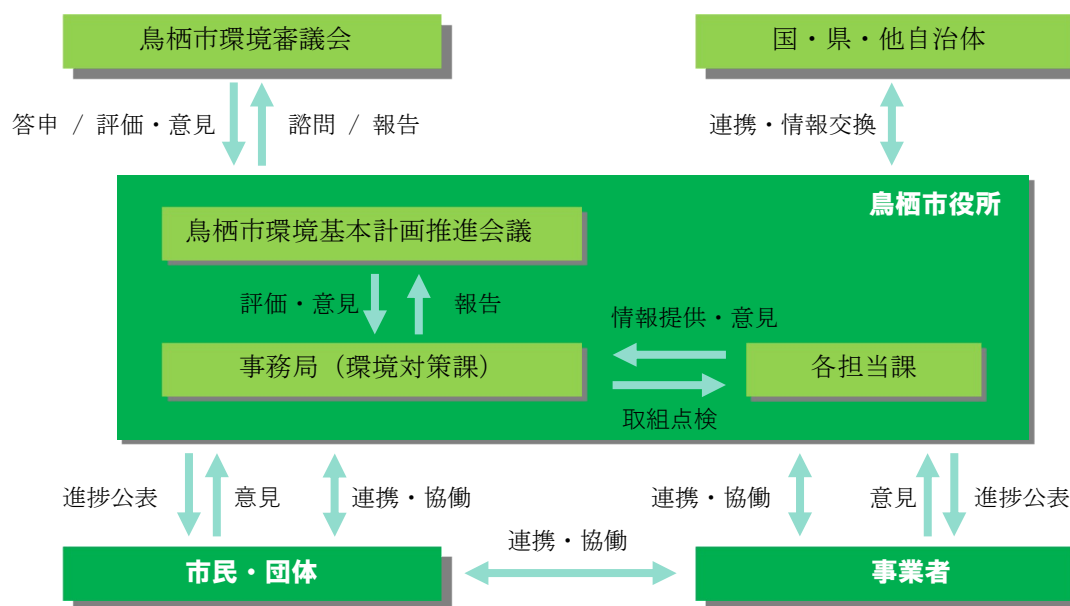
基本方針に基づき、6つの柱を定め、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって取組を推進していきます。

- ①脱炭素型ライフスタイルへの転換
- ②省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
- ③鳥栖市におけるエネルギー転換（再生可能エネルギーの導入促進）
- ④脱炭素交通への転換
- ⑤その他廃棄物対策などの推進
- ⑥地球温暖化への適応策

進行管理の体制

本計画は、市民・団体、事業者、行政の各主体それぞれが意識をもって取組を進めることと、協働により取組を進めることによって推進されるものです。

本計画の進行管理は、以下のような体制で進めます。



進行管理の考え方

本計画を実効性あるものとしていくためには、「取組の計画」⇒「計画に沿って実行」⇒「進捗状況や効果の点検・評価」⇒「浮かび上がった課題をふまえて改善」というプロセスをとることが重要です。

これらの一連のプロセスは、「Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（点検）⇒ Act（改善）」の頭文字を取り、PDCA サイクルと呼ばれます。本計画は、このPDCA サイクルの考え方により進行管理を行います。

